

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市山科区西野山中町20番地	平成28年7月20日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 園田 修三 電話 075-581-2161
---	--

主たる業種	他に分類されない非鉄金属製造業					細分類番号 2 3 9 9
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで					
基本方針	ISO14001の基本方針(地球環境を守る企業活動をする)及び環境方針の活動3原則に基づき、省資源・省エネルギー化、並びに環境負荷物質の削減を推進する。					
計画を推進するための体制	社長を統括責任者とする統合マネジメントレビュー及び生産本部長を統括責任者とするエネルギー管理委員会を中心に省エネルギー活動を推進する。					
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	33,424.0 トン	33,181.7 トン	33,414.6 トン	トン	-0.4 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	34,874.7 トン	33,151.7 トン	33,388.1 トン	トン	-4.6 パーセント
	実績に対する自己評価	基準年度より生産数量が2.7%増加したが、各省エネに取り組んだ結果、0.4%の削減となった。				
	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産数量	2.92	2.85	2.84	-2.57 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
	実績に対する自己評価	基準年度より生産数量が2.7%増加したが、各省エネに取り組んだ結果、2.57%の削減となった。				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	88.0 パーセント	88.0 パーセント	88.0 パーセント	88.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	変圧器容量と台数の適正化及びトップランナー型への更新、照明設備を省エネ型へ更新を行った。また、コージェネの余剰蒸気で加温設備を新設した。				
	(27)年度	変圧器の容量と台数の適正化、照明設備を省エネ型へ更新した。また、サブ変電所のコンデンサの増量や各機器の台数制御の見直しも行った。				
	(28)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	第1計画期間に駐輪場の拡張を行い自転車等の受け入れ準備が整ったので、通勤距離が1km未満の従業員は駐車場の利用を禁止する。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	正確に自転車等の台数把握は行っていないが、明らかに増加した。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	20.0 トン	17.7 トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン		
	合計	30.0 トン	26.6 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	山科美化推進企業協議会及び労働組合主催の河川清掃や地域清掃活動を行っている。また、環境配慮型製品の開発や販売促進を継続的に推進している。					
特記事項	・平成26年2月に39kWの太陽光発電設備を導入した。発電実績は平成26年度が38.9kwh、平成27年度が34.5kwhであった。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。